

守口市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

障害のある人や母子家庭の母親など就職困難者等を対象に地域就労支援事業を実施するとともに、府やハローワーク・北河内各市・北河内労働ネットワーク等と連携し、合同面接会や若者と保護者のための就職相談会やニートサポート相談を実施するなど、就労を支援しているところであり、今後ともより連携を深め事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

雇用・労働については、国・府とも連携しながら事業を実施しているところであり、今後とも雇用創出につながるよう大阪府と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

人材の確保と育成は、重要な行政課題であると考えております。本市では、「定員適正化計画」を策定し計画的な採用を行っているところですが、今後も引き続き計画的な採用を行うとともに、職員研修の充実による人材育成を行っていきたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの人が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

地域就労支援センターや市の窓口チラシを置くとともに、若者・ニートの就労相談会などでも情報提供を行っており、今後とも若者などの就労支援に努めてまいりたいと考えております。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国・府ともより一層連携を密にし、雇用・労働行政に努めてまいりたいと考えております。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(一括回答)

(1)・(2)について、人材の確保・育成は中小企業にとって喫緊の課題です。また、中国をはじめとしたアジア諸国は、大きな市場・生産拠点として注目すべき事業展開の重要な要素です。

こうした観点から、府下の中小企業育成・成長施策を強力に推し進めるよう府にも要請するとともに、府施策の活用や連携を強化し市内中小企業の振興に努めてまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

行政が社会的責務を負っていることは自明のことであり、行政の公平性・中立性は言うに及ばず、施策展開にあたっての法令コンプライアンスもまた行政の基本的な価値観であると考えています。当然、今後もこうした価値観のもと施策推進にあたっていきます。なお、行財政改革についても、本市の厳しい財政状況からしても大いに力を傾注していく覚悟です。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

平成18年度3月に策定した「集中改革プラン」に基づき、普通建設事業費の縮減に努めています。そのため、近年の建設事業に係る地方債の発行は、過去に発行した地方債を下回り、これにより適正な公債費負担に努めているところです。しかしながら、国の交付税改革による地方交付税の総額抑制が行われており、本市においてもその影響は大きく、これを補うため臨時財政対策債の発行を余儀なくされています。

今後も交付税の復元等について国等へ要望を粘り強く行うとともに、市としても、引き続き地方債の発行額を抑制し、適正な公債費負担に努めてまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

救急医療体制として、現在、市では年末年始に加え土日祝日等医療機関の休診時に市民保健センターで休日応急診療所を開設するとともに、平日夜間は北河内7市で共同運営しています北河内夜間救急センターで、1年を通じ小児救急患者の受け入れを実施しております。なお、本年7月から小児科医療の充実に図るため、診療受付時間の拡充を図ったところです。

また、産科をはじめとする市民が安心できる医療体制の構築につきましては、今後も機会あるごとに府市長会を通じ府・国に要望してまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

広報・啓発活動につきましては、「くすのき広報」はもとより、地域包括支援センターで毎月介護予防等の普及・啓発事業として運動教室や認知症予防教室等を開催するとともに、年に1度開催されます守口市民まつり(11/4)にも参画し、広場に介護相談コーナー等を設置しております。また、関係市であります本市では、市民ふれあい講座として地域での介護の説明会を実施しております。

苦情・相談については、各施設等を介護保険巡回相談員が訪問し利用者から直接意見を聞く場を提供するとともに、個別に弁護士が介護保険苦情専門相談員として介護相談に応じる機会を設けております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターの業務遂行にあたって社会福祉協議会等の社会資源との連携・協力が不

可欠であることは十分認識しており、今後とも協力体制の充実に努めてまいります。

また、地域包括支援センター運営協議会の被保険者の委員参画ですが、くすのき広域連合では「地域包括支援センター運営協議会設置要綱」で被保険者の委員参画を明文化しており、現在1号被保険者・2号被保険者のそれぞれの代表者が委員となっております。

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者の生きがいがづくりと社会参加活動への参加促進として、地域の自主運営による「さんあい広場」を開設し、手芸教室などの趣味活動・世代間交流や喫茶事業等を行い、高齢者の引きこもり防止等に努めております。あわせて、高齢者の就労支援としてシルバー人材センターの活動助成を実施するとともに、守口市市民体育館で介護予防運動教室を開催し、「介護にならない、ならせない」ことを目標に健康の維持等に努めています。

また、本年度からは介護保険事業として、地域包括支援センターで実施します介護予防に関する講座や体操を支援してもらうボランティアの育成として、「運動サポーター養成講座」を実施しております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度は国民生活最後の拠り所となる制度です。今後とも法の趣旨に沿い適正実施に努められるよう、機会あるごとに国に対し要望してまいります。

就労支援については、ハローワークとの連携の強化により就労支援事業を実施し、支援対象者に対しては、単なる求職活動にとどまらずハローワークのコーディネーターやナビゲーターによるきめ細かな助言指導を行い、自立にむけた支援を行っております。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

市町村だけでは対応が極めて難しい専門的かつ広域的処理を要するH I V感染対策等は、府保健所の所管事項となっておりますが、市におきましても今後とも保健所等と密接な連携を図りながら、相談・啓発等予防対策を推進してまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市におきましては、平成14年度以降公立保育所を民間移管することにより、休日保育・延長保育・地域での子育て支援など様々な特別保育事業に取り組んでおり、今後とも保育サービスの拡充にむけ努めていきたいと考えております。特に地域における子育て支援につきましては、平成14年6月に本市の子育て支援の総合的な拠点施設として子育て支援センターを設立し5年を経過しておりますが、今後とも各関係機関と連携しながら、その充実に努めていきたいと考えております。

また、オープン型の病後児保育についても、1園において実施しております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育の質の向上のため、市において年5回の研修を開催し、他機関が主催される研修にも積極的に参加しております。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

本市においては、すでに全児童を対象とした放課後対策事業として「もりぐち児童クラブ事業」を土曜日も含め市内全小学校に開設しており、国の放課後こどもプランとの整合性を図りながら事業の充実に努めております。また、児童クラブの運営上の諸問題については、児童クラブ事業運営調整会議において問題解決に努めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のた

め、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域力向上・地域活性化のため、今後も地域協議会の充実など基盤整備を進めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

本市の奨学金制度については、「広報もりぐち」やFMもりぐち等で広く市民に広報・宣伝し、各中学校においても直接生徒に周知を図っているところです。今後ともご要請の趣旨を踏まえ、制度の適正な運用を図るなかで、改善・拡充に配慮していきたいと考えております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

現在、月曜から金曜日の午前中に「人権相談」窓口を開設しており、専門の相談員が総合的な人権相談を行っております。社会的マイノリティをはじめあらゆる人権侵害につきましても、その根絶をめざし広く市民に啓発を行っているところです。今後とも、一層市民啓発を推進していく考えです。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成18年6月に「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけ施策を推進しております。女性比率につきましても重要であると認識しており、目標意

識を掲げ積極的に推進していきます。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市におきましては、「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけ、着実に施策を推進しているところです。条例制定につきましては、男女共同参画社会基本法の趣旨、改正男女雇用機会均等法等の内容も踏まえ、研究していきます。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど女性の相談に応じるために、毎週火曜日午後「女性の悩み相談」の窓口を開設しております。また、必要に応じて相談者の意に沿った形で、児童課・生活福祉課・守口警察等が連携を図り、シェルター等に連絡等を行い対応を講じています。緊急を要する場合のDV専用相談窓口などは機会があるごとに広報紙に掲載し、地元のFMラジオを通して周知しています。本年改正されたDV防止法につきましても広く市民にも周知するとともに、相談員・関係窓口等職員につきましては研修等を行い、さらなるスキルアップを図っていく考えです。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

市では、「次世代育成支援対策に関する計画」（特定事業主行動計画）を策定し、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備に努め、育児休業等の取得促進を図っているところです。

男性の育児休業等の取得促進につきましては、男性職員の意識改革も必要であることから、職員研修等を通じて男女共同参画社会についての理解を深めるよう引き続き努力していきたいと考えております。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

国の京都議定書目標達成計画を勘案して改定された「大阪府地球温暖化推進計画」で、特に温室効果ガス排出量の増えている交通部門・民生部門については重点対策に挙げられており、現在、その計画に従って省エネルギー行動や自動車から排出される二酸化炭素抑制などの啓発を推進しております。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、省エネルギー・エコドライブの啓発などヒートアイランド対策に取り組んでおりますが、緑化については大阪府の進める緑化対策事業と連携して進めてまいりたいと考えています。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」の行動は、温暖化対策の取り組み内容を広報紙に掲載するなど啓発を行っており、またアイドリングストップは、自動車排ガス街頭検査実施の際にドライバーに呼びかけておりますが、今後も、あらゆる機会を捉え啓発に努めてまいりたいと考えております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

環境にやさしい循環型社会の構築及びごみの減量化・リサイクルの推進のため、平成19年10月よりプラスチック製容器包装の分別収集を実施し、新たな分別収集品目の拡大を図ってきたところです。今後のごみの3Rに基づき、ごみの発生抑制・再使用・リサイクルを推進するため家庭系ごみ及び事業系ごみの有効な減量施策に取り組み、リサイクル率の向上を図ってまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄ごみにつきましては、できるだけごみの中身をチェックし、不法投棄者を割り出し指導にあたっております。また、不法投棄が多発している地帯では、市の関係各課と連携しパトロールの強化に努めるとともに、今年度は新たに不法投棄防止看板を作成し、必要に応じて設置しております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

合流式下水道では、雨天時に生活排水等に含まれる油脂類の固形物が下水道から河川や海へ流出することがあるので、各家庭から食用油等を下水道へ流さないよう啓発していきます。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

平成19年3月の「大阪府地域防災計画」の修正に合わせて、本市においても府と事前協議を重ね同年2月に市「地域防災計画」を10年ぶりに修正し、小・中学校の耐震化などさらなる防災対策の充実・強化を図ろうとするものです。

最近の備蓄体制については、市水道局の高度処理水を5年間保存できる災害時の飲用水として、アルミ缶(490ml)を年次的に備蓄(2006年度から開始)し、また簡易トイレ(2007年度から開始)を備蓄しています。また、被害想定の見直しを行ったことによる被災者の増数に対し、2008年度予算において非常食等の備蓄の増数を予定しているところです。

防災訓練につきましては、すでに2002年度の5年前から市内5ブロックに分割、毎年その1ブロックごとにある小学校区内の自主防災会を主体に地域密着型訓練を実施しており、住民参加者数も年々増加しているところです。

今後とも研鑽を重ね取り組んでまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市の学校施設の耐震化については、本年度3棟実施しましたが、今後も1棟でも多く耐震化を進めていきたいと考えております。

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

市公共施設におけるAEDの設置状況につきましては、現在、関係団体のご好意を得て、本庁舎をはじめ高齢者を含め多数の利用者が集まる施設を中心に10ヶ所程度整備を進めているところです。今後の設置拡充につきましては、厳しい財政状況ではありますが、各施設管理者も含め全庁的に調整を進めながら検討してまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

遊休農地の解消にむけた活用方策については、ご指摘のことも含め、所有者のご意向も踏まえ農業委員会でも検討していただいているところです。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設(専用駐車場や荷捌施設など)の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

従前から、大規模店舗等の開発の際には荷捌場の確保について開発者と協議しているところで

す。また、市内全域において、「守口市開発指導要綱」に基づき駐車場施設の確保を図っており、一定の成果も得ております。なお、本市では公営駐車場の設置は行っていないが、今後とも引き続き関係機関と連携を密にして駐車場対策に努めてまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

すべての生活者にとって利用しやすい公共交通機関を推進すべく、周辺公共施設と一体的に整備できる地区については、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、公共交通機関の駅舎等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進してまいりました。今後も、公共交通機関や各公共施設等でバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が必要な箇所については推進してまいります。

そのために必要な費用助成につきましても、引き続き国・府に機会あるごとに要望してまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

現在、本市では「バリアフリー基本構想」に基づき、交通弱者に配慮した特定経路の歩道等の整備に努めております。しかしながら市の管理道路は狭く、自転車専用レーンを設置することは困難であると考えております。

また、歩車分離信号の設置等については公安委員会の管轄であることから、設置の必要がある箇所については公安委員会に対して要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドにつきましては、京阪守口市駅前京阪デパートが平成15年11月から、また地下鉄大日駅前イオン大日店でも平成19年1月から実施されております。今後とも駅前の大型店舗等の開発計画があれば、その実施について開発者に対し要請してまいりたいと考えております。

レンタサイクルにつきましては、一部大阪モノレールの駅で実施されていますが、守口市ではレンタサイクルの駐輪施設等の設備を設けるのが困難なため、まだ実施には至っていません。有効性や効果等につきましては、引き続き研究してまいります。